

マンション長寿命化促進税制に係る 固定資産税の減額措置について

長寿命化工事を行った区分所有のマンションで、一定の要件を満たすものについては、納税義務者の申告により、固定資産税が減額されます（都市計画税は対象外）。

※申告書の提出が無くても、マンション管理組合の管理者等から関係書類の提出があり、下記の要件に該当する場合には減額を受けることができます。

1 要件

- （１）築 20 年以上が経過していること
- （２）総戸数が 10 戸以上であること
- （３）過去に長寿命化工事（外壁塗装等工事、床防水工事及び屋根防水工事）を行っていること
- （４）管理計画認定マンション又は助言指導に係る管理者等の管理組合に係るマンションであること
- （５）長寿命化工事を実施していること

（令和 5 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日に工事が完了すること）

2 減額内容

長寿命化工事を行った居住用部分の床面積（住宅 1 戸あたり 100 m²を限度）に相当する税額の 3 分の 1 が減額されます。（併用住宅の場合は、1/2 以上が居住用部分である場合のみ、適用対象です）。なお、他の減額措置（バリアフリー改修、省エネ改修など）との同年の併用は出来ません。

3 減額期間

長寿命化工事が完了した年の翌年度分（1 年度分のみ）

4 申告方法

長寿命化工事の完了日から3 か月以内に、以下の書類を添付して資産税課に提出してください。

※マンション管理組合の管理者等の場合は、（１）及び（２）に代えて管理者選任時の総会議事録（写し）等の確認書類の提出が必要。

- （１）減額申告書（申請者が法人の場合は法人印の押印が必要）
- （２）個人番号または法人番号確認書類の写し（本人または社員証持参の場合は提示も可）

※必要書類は裏面参照

- （３）総戸数を確認できる書類（図面等）
- （４）大規模の修繕等証明書
- （５）過去工事証明書

以下の書類に関しては、（６）及び（７）もしくは（８）の書類が必要

- （６）管理計画の認定通知書又は変更認定通知書の写し
- （７）修繕積立金引上証明書
- （８）助言・指導内容実施等証明書

その他、詳しくは資産税課までお問い合わせください。

姫路市税務部資産税課 家屋担当

〒670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地（本庁舎 2 階）

電話番号 （079）221-2279、2280、2281

○番号確認に必要な書類 → 次のうち、どれか1点

・納税義務者が個人の場合

①通知カード（記載事項が住民票に記載された内容と一致した場合のみ使用可能）

②個人番号カード

③マイナンバー記載の住民票の写し 又は 住民票記載事項証明書

・納税義務者が法人の場合

①法人登記（全部事項証明書）等の写し